

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機使用事業の許可
- ② 手続根拠 : 航空法第123条第1項
- ③ 手続対象者 : 航空機使用事業を經營しようとする者
- ④ 提出時期 : 航空機使用事業を經營しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 認可申請書を作成し、地方航空局（東京・大阪）地域航空事業課へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 1件につき9万円
- ⑦ 添付書類・部数 :
 - ・当該申請が法第101条第1項各号に掲げる基準に適合する旨の説明書類
 - ・事業を經營するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画
 - ・法人にあっては、その定款及び商業登記簿の謄本並びに最近の損益計算書、貸借対照表及び営業報告書
- ⑧ 申請書様式 : 許可申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方航空局地域航空事業課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 東京航空局地域航空事業課 03-5275-9315
大阪航空局地域航空事業課 06-6937-2703
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 東京航空局地域航空事業課 03-5275-9315
大阪航空局地域航空事業課 06-6937-2703

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法101条第1項
- ② 標準処理期間 : 2ヶ月
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。